

☆☆☆
プレミアの故障保証

販売規約

中古車保証

新車延長保証

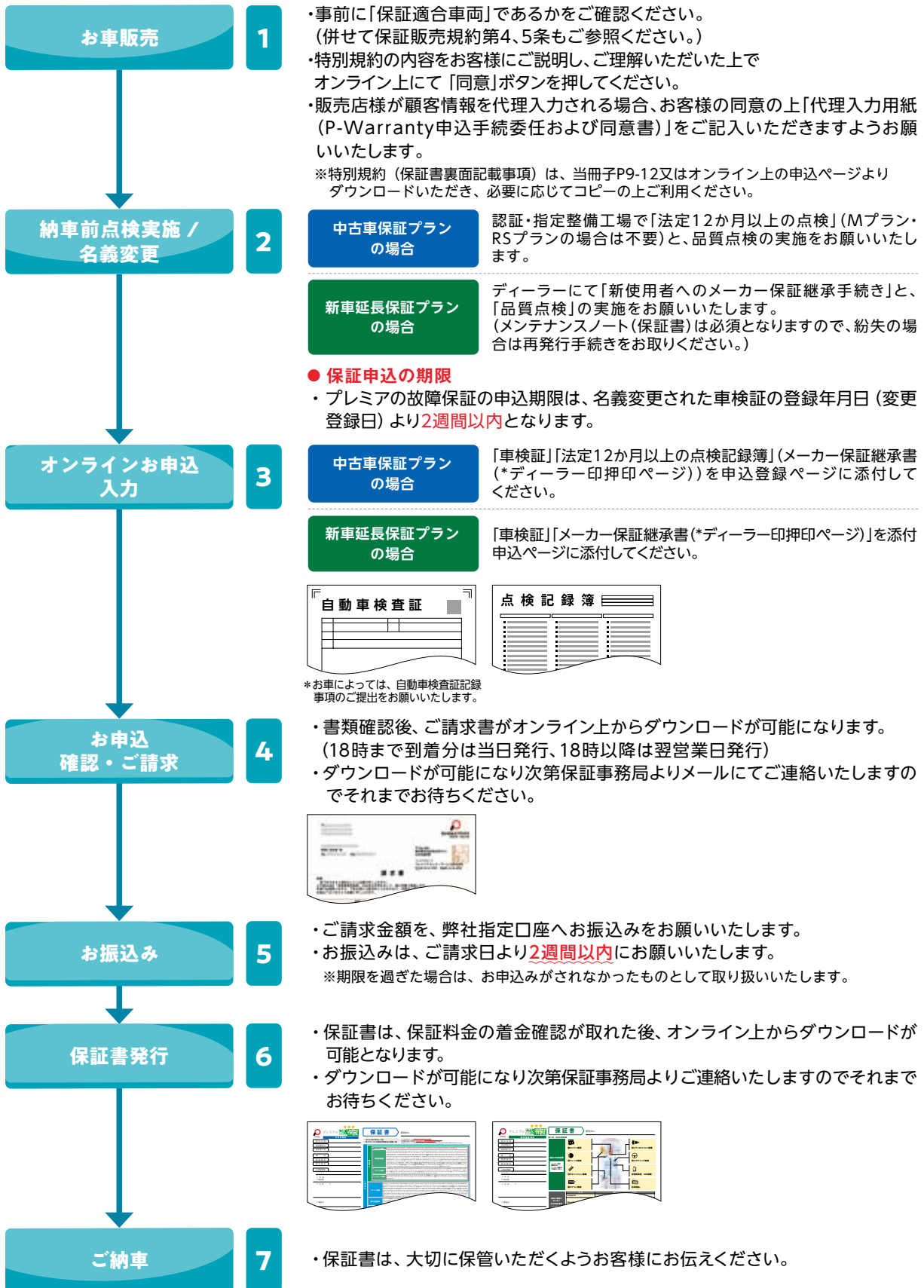
販売店様に遵守いただく事項を記載しております
ご利用にあたって事前に必ずご一読ください

国産車両

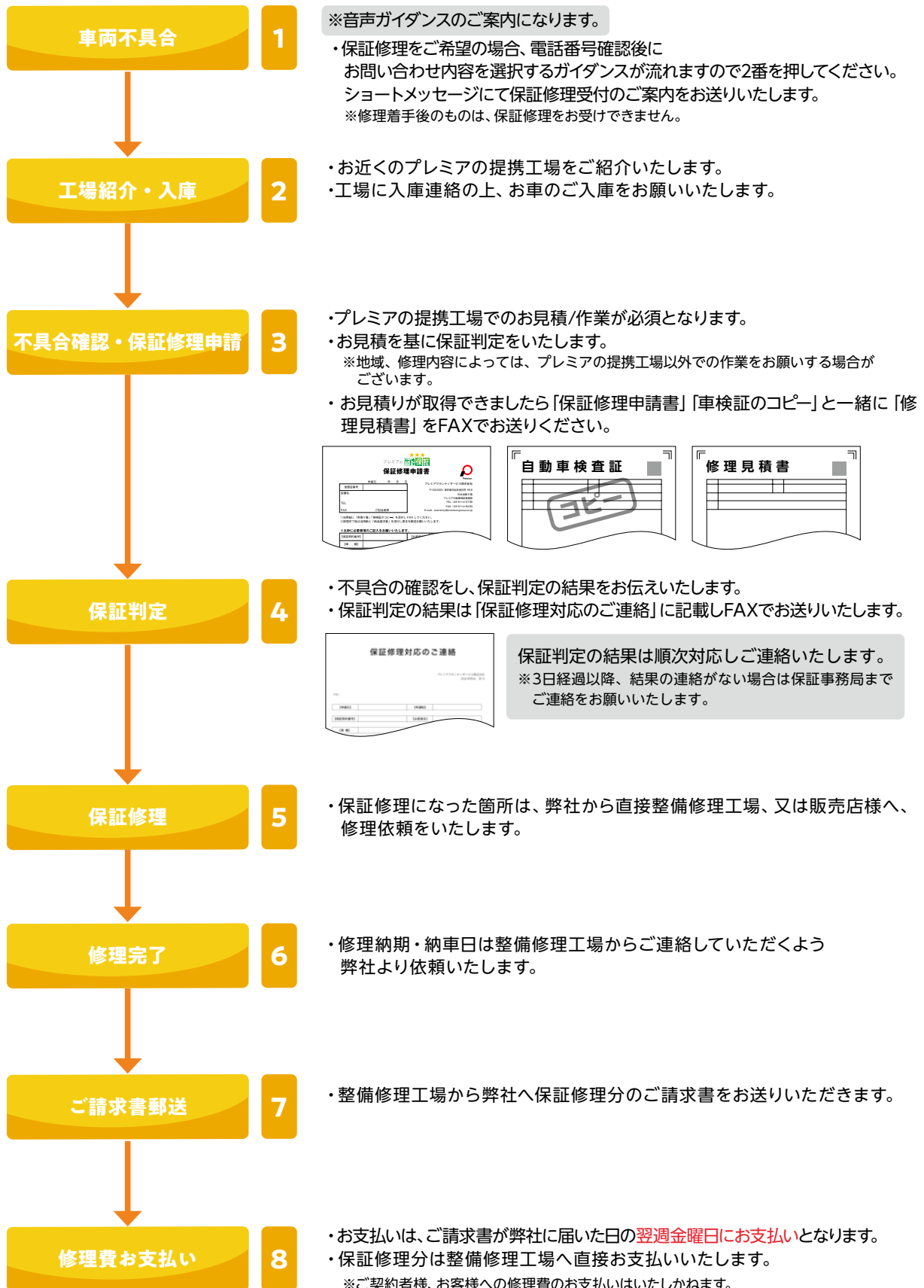
2024/02～第5版

1 全体の流れ

お申込みの方法



保証修理の申請方法



2 保証のプラン・対象範囲

中古車保証プラン

Lプラン

最新の先進機構も
カバーする
最上位プラン

Mプラン

エンジン、エアコン、
ハイブリッド、電装装備
品を最長10年保証

RSプラン

ロードサービスを
主体とした
最廉価プラン!

免責期間は1ヶ月間

6ヶ月

12ヶ月

18ヶ月

24ヶ月

30ヶ月

36ヶ月

6ヶ月

12ヶ月

18ヶ月

24ヶ月

30ヶ月

36ヶ月

42ヶ月

48ヶ月

54ヶ月

60ヶ月

66ヶ月

72ヶ月

78ヶ月

84ヶ月

90ヶ月

96ヶ月

102ヶ月

108ヶ月

114ヶ月

120ヶ月

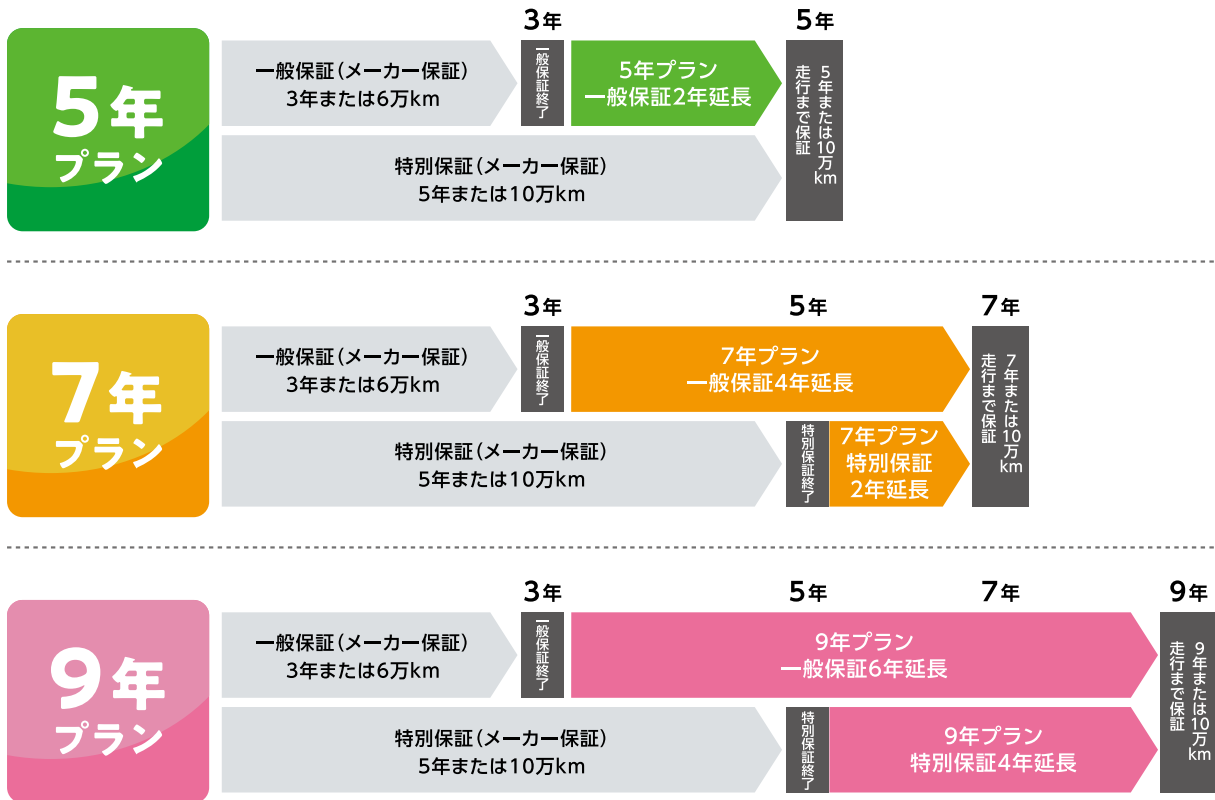
12ヶ月

各プランごとの保証対象部品と機構一覧

プラン	保証対象部品と機構	
Mプラン	エンジン機構	ロッカーカバー(シリンダーヘッドカバー)、シリンダーヘッド、コンロッド、ピストン、クランクシャフト、インレット/エキゾーストバルブ、シリンダーブロック
	電装装備機構	ワイパーモーター/スイッチ/アンプ/コントロールユニット、ウォッシャーモーター/スイッチ/タンク/ペライザー、ヘッドライトウォッシャーモーター、パワーステアリングモーター/ガラススタンディング/スイッチ/アンプ/レギュレーター/コントロールユニット、ホーン、ドアロックアクチュエーター/コントロールユニット/スイッチ、フューエルフィルター/リッドロック/アクチュエーター、オートスライドドアモーター/コントロールユニット/ドアセンサー/ラッチセンサー/レギュレーター/ワイヤー/スイッチ、パワーステアリングモーター/スイッチ/オートクロージャ、パワートランクリッドモーター/スイッチ/オートクロージャ、電動サンシェイド、サンルーフスイッチ/モーター、キーレスエントリー/パワートランスミッター、スマートキー/カードキー/アンテナ、リクエストスイッチ/ノブ/タッチセンサー、イモビライザー、ドアミラーモーター/スイッチ、ヒーター/ヒーターミラー、パワーステアリングモーター/コントロールユニット/スイッチ、シート/ヘッドレスト/アジャスター、シートエアコン/ヒーター、オートマン、ランパースポット、オーディオ、ナビゲーション、スピーカー、テレビチューナー、フリクションダウンモーター、ウーファー/アンテナ/サウンドシステム、ETC、GPSアンテナ、ラジオ/TVアンテナ、クロック/バック/サイド/アラウンドビューカメラ、マルチ/インフォメーションディスプレイ、ライトスイッチ、HID/LEDヘッドライト/バーナー/インバーター/コンバーター/コントロールユニット、アダプティブヘッドライトコントロールユニット(AFS-ACL)/アクチュエーター、オートライトセンサー、LEDテールランプ、LEDハイマウントストップランプ、キーセンサー、マップライトユニット/スイッチ、カーテシー/ドアスイッチ、スピード/タコメーター/オド/フューエルメーター、メーターケーブル、水温/油温/電圧計、ステアリングスイッチ、ハザードスイッチ、自動ブレーキコントロールユニット/警報機、レーンキーピングコントロールユニット/警報機、車間/レーンキーピング計測機(SI)波/赤外線レーザー/ステレオカメラ、空気清浄ユニット、クルーズコントロールユニット/スイッチ、コーナーセンサー、ジャンクションアラート、セキユリティー、パーキングサポートコントロールユニット、レーンセンサー、空気圧センサー、各リレー
	エアコン機構	コンプレッサー、コンデンサー、エバポレーター、エキスパンションバルブ、レシーバータンク、マグネットクラッチ/スイッチ、クーリングユニット、ヒーターコア、プロファンモーター、ヒーターレジスター、ヒーターホース/コック、エアコンリレー、インテークドア/エアミックス/モードドアアクチュエーター、ガスセンサー、内気/外気センサー、日照センサー、冷媒圧力センサー、サーモスタット、ヒーターウォーターバルブ、高圧/低圧ホース/パイプ、エアコンコントロールユニット(ディスプレイ除く)、ヒーターソレノイドバルブ、ヒーターコントロールワイヤー、エアコンファンスイッチ、プロアーススイッチ、ベンチレーターモーター、オリング
	ハイブリッド機構	ハイブリッドトランスアクスル、スタージェネレーター、ウォーターポンプ、ラジエーター、駆動用モーター、回生ブレーキ、PHVジェネレーターユニット、インバーター、コントロールECU、バッテリーECU、コンバーター、ハイブリッドバッテリー、アンペアセンサー、ボルテージセンサー、水温センサー、パワーステアリングECU、インパットダンパー、キャパシター、PHVプラグインコネクタ
Lプラン	エンジン機構	クランクケース、シリンダーライナー、スロットルボディ、インジェクター、ウォーターポンプ、ラジエーター/キャップ/ホース/マウント/リザーバータンク、スターターモーター、オルタレーター、オイルポンプ、インジェクションポンプ、グロープラグ、コモンレール、各ブリー、ファンカップリング、オイルプレッシャーセンサー、O ₂ センサー、A/F(LAF)センサー、エアフロメーター、水温センサー、ノックセンサー、クランク角センサー、エアレギュレーター、油温センサー、スロットルセンサー、バキュームセンサー、吸気圧センサー、排気温度センサー、AAC/Vバルブ(ISCV/RACV)、ディストリビューター、タイルトイグニッションコイル、プラグコード(ハイテンションコード)、エンジンコンピュータ(ECU)、フューエルポンプ/ゲージ、フューエルエバポレーター/ホース/パイプ、フレイムホール(ドワイアープレート)、フューエルプレッシャーレギュレーター、カムシャフト、バルブ調整アダプター、オイルパン、PCVバルブ、電動ファンモーター、冷却ファンコントロールユニット、オイルストレーナー、コンデンサーモーター、タイミングベルト/チェーン、テンションャー、シリンダーヘッドガスケット、インタークーラー、スーパチャージャー、ターボチャージャー、触媒コンバーター、DPF、エキゾーストマニホールド/パイプ、マフラー、エンジンマウント、サーモスタット、イグナイター、フューエルタンク、スロットルワイヤー/モーター、フロントカバー、EGRバルブ、2次エアバルブ/ポンプ、プロペバイホース、ウエストゲートバルブ、スワールコントロールバルブ、トーションダンパー、バルブプッシュコントロールギヤ/モーター(VVT)、OCV/油圧コントロールバルブ、アクセルペダル、各シール/ガスケット/パッキン/オリング(ドレインパッキン除く)、プッシュロッド、ロッカーアーム、オイルタペット、噴射ノズル/ホルダー、オイルクーラー/ホース、キャスター、キャブレター、イグニッションスイッチ、エアインテークリネーター、インテークマニホールド、各リレー、ボディコントロールユニット、ローラーバルブ
	動力伝達機構	MT/AT/CVT内部ギヤ、トランスファ/デフレンシャル内部ギヤ、コントロールバルブ/ソレノイドバルブ、AT/CVTコントロールユニット、トルクコンバーター、バルブボディ、ピスカスカップリング、インヒビタースイッチ、プロペラシャフト/センターベアリング、ユニバーサルジョイント、ドライブシャフト/ブーツ、トランスアクスル、クラッチオペレーター/インジェクションバルブ、ブレーキホース/パイプ、ブレーキペダル、ホイールセンサー、ストップランプスイッチ(ブレーキスイッチ)、ブレーキ圧センサー、パーキングブレーキレバー、パーキングブレーキペダル、パーキングブレーキワイヤー、パーキングブレーキスイッチ、パーキングブレーキモーター、パーキングブレーキコントロールユニット
	ステアリング機構	ステアリングギヤボックス、パワーステアリングポンプ/モーター/ホース/パイプ/リザーバータンク、パワーステアリングコントロールユニット、ステアリングホイール、ステアリングコラム/コラムシャフト、タイロッドエンド/ブーツ、ラックエンド/ブーツ、舵角センサー、各ブッシュ、ステアリングポジションセンサー、チルトモーター、テレスコピックモーター
	ブレーキ機構	ブレーキマスターシリンダー、ブレーキブースター、バキュームポンプ、ABSコントロールモジュレーターユニット(ABSアクチュエーター)、ディスクキャリパーシールキット、ホイールシリンダーインナーキット、プロペラジョイントバルブ、ブレーキホース/パイプ、ブレーキペダル、ホイールセンサー、ストップランプスイッチ(ブレーキスイッチ)、ブレーキ圧センサー、パーキングブレーキレバー、パーキングブレーキペダル、パーキングブレーキワイヤー、パーキングブレーキスイッチ、パーキングブレーキモーター、パーキングブレーキコントロールユニット
	アクスル機構	ショックアブソーバー、サスペンションスプリング/マウント/スプリングシート、サスペンションアーム、ロア/アライド/ピットマンアーム、トーションバー、スタビライザー、テンションロッド、ナックル、ボールジョイント、アッパーベアリング、アクスルキャブ、ハブ、ハウジング、ハブシール、ハブベアリング、電子制御サスペンション(エア/アクティブサスペンション)、サスペンションアキュムレーター、エアポンプ、ハイトルコントロールセンサー、電子制御サスペンションECU、ロア/アッパー/ラテラルリンク、各ブッシュ
	乗員保護機構	シートベルト/バックル/アジャスター/プリテンショナー/エアバッグセンサー、SRSエアバッグコントロールユニット、スパイラルケーブル、SRSエアバッグモジュール、Gセンサー、着座センサー、バックルセンサー、ボンネット/サイドカーテンエアバッグ、ヨーレートセンサー
	RS	エンジン機構
エアコン機構		コンプレッサー、コンデンサー、エバポレーター、エキスパンションバルブ、レシーバータンク、マグネットクラッチ/スイッチ、クーリングユニット、ヒーターコア、プロファンモーター、ヒーターレジスター、ヒーターホース/コック、エアコンリレー、インテークドア/エアミックス/モードドアアクチュエーター

新車延長保証プラン

※1:新車(新古車/登録済未使用車) ※加入可能期間は初年度登録日から3年経過未満(35か月経過以下)、加入時走行距離は6万km以下となります。 ※メーカー保証継承の実施がご加入の条件となります。



※3か年経過前に6万kmへ達した場合は、10万kmまでの間、繰り上がり保証いたします。

保証範囲

右記8機構をメーカー保証範囲に準ずる形で保証します。



エンジン機構



トランスミッション機構



ブレーキ機構



ステアリング機構



サスペンション機構



乗員保護/SRS機構



エアコン機構



装備品

3 保証販売規約

プレミアの故障保証 販売規約 (※販売店様に遵守頂く事項。)

中古車保証プラン/新車延長保証プラン共通

当販売規約は、プレミアワランティサービスク株式会社(以下「当社」という)との間に業務提携契約を締結した車両の販売店(以下「販売店」という)が、当社と共同で提供する、自動車保証制度「プレミアの故障保証」(以下「本保証」という)を取り扱う際に遵守すべき事項を定めるものである。販売店は、当販売規約の各条項が契約内容となることに同意する。

第1条 本保証の取扱いに関して

1. 販売店は、本保証を取り扱うに際し、当販売規約、及び、別途定めるプレミアの故障保証特別規約(※保証書裏面記載事項、お客様へ開示約款)の内容理解に努め、当社と一体となりその内容を遵守すること。
2. 販売店は、本保証を消費者に販売する際は、別途定めるプレミアの故障保証特別規約(※保証書裏面記載事項、お客様への開示約款)の内容を消費者へ説明し、同意を得た上で販売を行うこととする。
3. 販売店は、保証の申込を取り次いだ場合、当該申込書類を保証の契約期間に渡り保管を行うものとし、当社が求めた場合には何時でも呈示するものとする。
4. 当社は、販売店が第1項、及び第2項に違反していると認めた場合、販売店の同意を得ずとも本保証の提供を、何時でも取り止めることができるものとする。

第2条 本保証の当社免責期間、保証適用範囲

1. 以下事項に該当する期間の不具合は当社の免責事項とする。
 - (1) 自動車の製造会社(以下「自動車メーカー」という)により保証提供がなされている期間に発生、認知された不具合
 - (2) 中古車保証プランにおいては保証の開始日より1か月間以内に発生、認知された不具合
 - (3) 車両の消費者への引渡し段階において既に発生、又は認知されていた不具合
2. 消費者より申告があった不具合が、前項に係る当社の免責期間中に発生、認知された場合、販売店はプレミアの故障保証特別規約(※保証書裏面記載事項、お客様への開示約款)の内容に従い、保証適用の義務を負うものとする。(販売店にて修理費を負担し、保証修理を行わなければならない。)
3. 本保証の保証適用範囲はプレミアの故障保証特別規約(※保証書裏面記載事項、お客様への開示約款)の内容に従うものとする。

第3条 本保証の開始日、送金手続き

1. 本保証の開始日は使用者へ名義変更された、車検証記載の登録年月日(変更登録日)を起算日とする。また、本契約は、本保証の開始日に成立するものとする。
2. 本保証は、一般の消費者へ車両を販売する際にのみ申込ができるものとする。
3. 販売店は使用者への名義変更日(変更登録日)より2週間以内に当社に申込に必要な手続きを行う必要があるものとし、申込の期限を過ぎた場合は本保証の申込はできないものとする。
4. 契約内容を記した保証書の発行は、販売店が当社に保証料の支払いを行った後に行われるものとし、その支払の期限は、当社が請求書を送付した日より2週間以内とする。尚、その際の銀行振込に要する送金(振込)手数料は販売店の負担とする。
5. 支払の期限を過ぎた場合は、申込自体が行われなかったものとみなし、申込書類は当社にて破棄するものとする。

第4条 本保証の申込条件(納車前点検)

【中古車保証プランの場合】

1. 販売店は、新車/未使用車を除き、本保証の申込前に、契約者との間に売買契約、又は注文を受領した日から、車両を契約者に引き渡すまでの間に、法定12か月点検、又は法定24か月点検を実施すると共に、当社が別途、所定の書面にて指定する装備品の作動点検を実施するものとする。
2. 販売店は、前項に定める点検の際に、本保証の適用範囲に係る不具合が発生していた場合、然るべき処置、修理を行い、消費者に車両を引き渡す際に本保証に係る不具合が確認されない状況とする義務があるものとする。

【新車延長保証プランの場合】

1. 販売店は、本保証の申込前に、各自動車メーカーが定める手続きに則り、「新たな使用者へのメーカー保証継承手続き」を実施するものとする。
2. 販売店は、前項に定める点検の際に、本保証の適用範囲に係る不具合が発生していた場合、然るべき処置、修理を行い、消費者に車両を引き渡す際に本保証に係る不具合が確認されない状況とする義務があるものとする。

第5条 本保証の申込条件(適合車両/契約者)

本保証の申込は、下記の条件を全て満たす場合のみ有効とする。

【全プラン共通】

1. 国内の自動車メーカー「トヨタ・日産・ホンダ・マツダ・三菱・スバル・スズキ・ダイハツ・いすゞ」が製造し、国内正規新車販売特約店(新車ディーラー)を通じ販売された車両であること。
2. 輸入車両でないこと。(並行輸入を含む)
3. ガソリン、ディーゼル、ハイブリッド(プラグイン含む)であること。(天然ガス、LPG、電気自動車、水素自動車、燃料電池自動車は不可)
4. 冠水歴のある車両でないこと。
5. 排気量4,500ccを超える貨物車両でないこと。
6. 車両の用途が自家用登録の車両であること。(法人名義、業務利用目的は可)
7. 第6条にて定める改造車両でないこと。
8. 第7条にて定める事故・修復歴車両でないこと。
9. 契約者が販売店の代表者、代表者の2親等以内の親族、又は従業員等でないこと。
10. 契約者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、又はその他前述事項に準ずる者でないこと。
11. その他、当社が個別に判断した特殊な車種や事案に該当する車両。(2・8ナンバー又はリース、レンタカー車両は不可)

中古車保証プラン/新車延長保証プラン共通

【中古車保証プランの場合】

1. 以下に定める車種に該当しないこと。(MIRAI、センチュリー、LX、LS、LC、レクサスFシリーズ、GTR、プレジデント、シーマ、NSX、RX-8、クラリティ FUEL CELL、及び新車時の車両本体価格が700万円(税抜)を超える高額車両。)
2. 年式が車検証の初年度登録年月より15年経過未満(179か月経過以下)の車両であること。
3. 累積の総走行距離が、150,000km以下の車両であること。ただし、軽自動車の場合は110,000km以下の車両、Mプランの66か月から120か月のプランの場合は80,000km以下の車両であることとする。(メーターの交換歴がある車両の場合は、交換前の走行距離を総和した総走行距離で計算を行う。)

【新車延長保証プランの場合】

1. 以下に定める車種、ブランドに該当しないこと。(レクサス車両、ロータリーエンジン車両、及び新車時の車両本体価格が700万円(税抜)を超える高額車両。)
2. 年式が車検証の初年度登録年月より3年経過未満(35か月経過以下)の車両であること。ただし、新たな使用者への名義変更された登録年月日より、残るメーカー一般保証期限が1か月以上の期限を有すること。
3. 申込時走行距離が60,000km以下であること。
4. 新たな使用者へメーカー保証継承手続きが行える状態にある車両であること。

第6条 改造車両の取扱い

本条各号の「改造車両の」に該当する車両の保証申込はできないものとする。

- (1) 燃料コントローラー・加給圧(ブースト)コントローラー・インタークーラー・インジェクター・ウエストゲートバルブ・タービン・スーパーチャージャー・キャブレター・カムシャフト・カムシャフトプリー・コンピューター・ロールオーバー・エアサスペンション・エアサスペンションコントローラーが車両製造会社の付設部品以外への交換・付設、又は交換・付設歴が確認された車両。
- (2) ハイドロリクスサスペンション・ハイルーフ・ボディリフトアップ・シフト変更・エンジンボアアップの加工、又は加工歴が確認された車両。
- (3) 違法な改造が施された車両。
- (4) 車検証登録型式上に「改」表記がある車両。

第7条 事故・修復歴車両の取扱い

以下の「事故・修復歴車両」に該当する車両の保証申込はできないものとする。

車両の基本骨格部位(フレーム(サイドメンバー)/クロスメンバー/フロントインサイドパネル/ピラー(フロント、センター及びリア)/ダッシュパネル/ルーフパネル/フロアパネル/トランクフロアパネル/ラジエーターコアサポート(交換))を修正及び交換することにより復元された履歴があるもの。

第8条 保証修理の申請(保証適用申請)

1. 保証修理の適用可否判断は当社が行うものとする。
2. 販売店は、契約車両の保証適用申請を行う際、不具合に係る修理費用の見積明細書、及び保証修理申請書に必要事項を記したうえ、当社にFAXにて事前申請を行うものとする。
3. 販売店は、契約車両の保証適用修理を行う際には、**必ず当社の事前の承認を得る必要があるもの**とし、当社の事前の承認を得ずに修理への着手、部品の手配、整備工場への作業着手指示を行った場合、当社は、本保証に係る一切の費用負担をしないものとする。
4. 当社は、保証修理の適用可否判断の際に、当該不具合箇所の写真、使用部品の型式品番情報、故障診断の手順書、診断結果情報等の提示を求められることがあるものとする。
5. 当社は、保証適用申請の内容及び、整備工場や契約者への不具合聞き取り、実地調査等を行うものとする。

第9条 保証適用時の不具合修理実施先について

1. 不具合の修理を実施する整備工場の選択は、当社が行うものとし、当社は、**整備工場の変更指示を行うことがあるもの**とする。
2. 不具合の修理を実施する整備工場は、運輸局長からの認証、あるいは指定を受けた自動車分解整備事業者に限るものとする。
3. 保証適用の際、本保証以外の保証が適用となる不具合の場合は、本保証以外の保証制度を優先して適用するものとする。(車両の製造者が提供する保証、等)。

第10条 見積明細書について

不具合の修理を実施しようとする整備工場は、修理や部品手配の着手前に、車台番号又は登録番号、及び修理に係る部品費用、工賃費用、必要工数、レパレート単価が記載された見積明細書を、当社にFAXの手段をもって提出するものとする。

第11条 不具合修理時の写真撮影、部品納品書の提出依頼について

1. 不具合修理の内容によって、当社は整備工場に整備中の写真や、部品仕入れ納品書等の証明書類の提出を求められることがあるものとする。
2. 写真や証明書類の提出要請があったにもかかわらず、依頼があった日より1か月以内に提出がない場合、当社は、当該不具合に係る修理費の支払いは行わないものとする。

第12条 納品書、請求書について

1. 当社の承認後、不具合の修理を実施した整備工場は、車台番号又は登録番号が記載された納品書、及び請求書を、当社に郵送の手段をもって提出するものとする。
2. 保証適用申請の受付日の属する日の翌月末日までに、納品書、又は請求書の提出が無い場合、当社は当該不具合に係る修理費の支払いは行わないものとする。

3 保証販売規約

第13条 リサイクル部品の使用について

1. 本保証の適用により部品の交換が必要となった場合、**必要な部品の供給は当社が行う**ものとする。ただし、当社にて手配ができない部品等である場合はこの限りではない。
2. 本保証の適用により部品の交換が必要となった場合、当社は新品の部品を用いることを要しないものとし、2次使用を目的として流通される**リサイクル(中古)部品の使用をする**ものとする。またリサイクル部品の手配ができない場合においては、再生部品(リビルト、リンク等と呼ばれる部品等)や、優良部品、社外新品部品等を用いることとする。

第14条 保証料の返金について

本保証の契約に際し、当社が受け取った保証料は理由の如何にかかわらず、返還することはないものとする。

第15条 不正利用時の行使措置について

保証適用申請において、虚偽の申告があった場合や、本保証を悪用したと当社が認めた場合、当社は本条各号に定める措置を行使するものとする。

- (1) 保証適用修理費用の支払停止。
- (2) 申込の拒否。

第16条 当販売規約の変更について

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、当販売規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で販売店に周知した上で、当販売規約を変更することができるものとする。
 - (1) 変更の内容が販売店の一般の利益に適合する場合。
 - (2) 変更の内容が当販売規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものである場合。
2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社のホームページにおいて公表する方法又は当社から販売店に通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む)により販売店に周知した上で、当販売規約を変更することができるものとする。この場合、当該周知の後に販売店が当販売規約に基づく取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって当販売規約が変更されるものとする。

第17条 個人情報の取扱いについて

1. 販売店は、プレミアの故障保証特別規約(※保証書裏面記載事項、お客様へ開示約款)及び当社の開示するプライバシーポリシーに記載する内容を、あらかじめ、契約者に説明し、同意を得た上で当社へ本保証の申込みを行うものとする。尚、プライバシーポリシーは当社のサイトに記載する。(https://www.premium-group.co.jp/companyinfo/pws/privacy/)
2. 販売店は、当社と販売店とで別途締結した業務提携契約書に記載された販売店の個人情報を当社のグループ会社との間で共同利用することを確認するとともに同意する。
 - (1) 共同利用する個人情報
氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、口座番号等の属性情報、勤務先に関する情報その他契約書等に記載された事項
 - (2) 共同利用する者の範囲
(ア) プレミアグループ株式会社の有価証券報告書等に記載するプレミアグループ株式会社の連結子会社及び持分法適用関連会社及び連結子会社の子会社。
(イ) プレミアグループ株式会社の連結子会社の子会社を含むプレミアグループ各企業。対象企業については、プレミアグループ株式会社のサイトに記載する。(https://www.premium-group.co.jp/privacy/)
 - (3) 主な利用目的
販売店へのグループ各社および提携会社の各種商品・サービスの提案や案内、販売店が利用している商品・サービスのアフターサービス及びグループ特典・優遇の提供、グループ各社及び提携会社による各種リスクの把握や与信後の管理及び適切な経営管理のため。
 - (4) 当該個人情報の管理について責任を有する者の名称
プレミア株式会社
〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラプレステータワー 電話番号 03-5114-5700
3. 販売店は、当社が当保証制度に関する、第一次的な苦情の受付及び処理、並びに個人データの内容等について開示、訂正、利用停止等の権限を有する事業者とすることに同意するものとする。
4. 販売店は、当社が守秘義務契約、及び個人情報の取扱いに関する規定を含む業務委託契約を締結した業務委託会社(整備修理工場、ロードサービス事業者、等)に対し、本保証制度に付随する業務の遂行に必要な範囲において、個人情報の取扱いの一部又は全部を委託する場合があるものとする。
5. 契約者からの、個人情報の取扱いに関する問合せ先は以下のとおりとする。
プレミアワランティサービス株式会社 お客様相談室
〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラプレステータワー 電話番号：03-6842-3732

第18条 管轄裁判所について

本保証契約に関し、紛争が生じた場合、訴訟の必要があるときは、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、調停の必要があるときは、東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

4 ご注意事項

プレミアの故障保証ご利用に際しての **主なご注意事項**

- 1か月以内の故障は、当社の免責期間となります。**
 * 保証開始日より**1か月以内**に発生した故障は、販売店様ご負担での修理実施をお願いします。
 * 新車延長保証プランの場合は、メーカー保証期間中が当社免責期間となります。
- 修理後の保証申請は、お支払いできません。**
 * 保証修理の際は、**必ず当社に事前のご連絡**をお願いします。
- 修理時には、リサイクル、リビルト部品を使用します。**
 * 部品は原則当社より支給いたします。
- 見積費用、代車費用、レンタカー費用等はお支払いできません。**
 * 修理に要する部品代・工賃以外の費用は保証されません。(故障診断料、廃棄費用等も適用外)
- ご利用にはご契約、修理には認証・指定工場資格が必要です。**

保証の適用とならない主な事例・部品 (※代表例)

※詳しくは、特別規約もご確認ください。

適用とならない、主な不具合の事例(※代表例)	項目	適用とならない主な部品 (※代表例)
■経年劣化、見た目(外観上)の問題 錆(サビ)、浮き、剥げ、めくれ、外れ、曲がり、ひび割れ等 例1) ドライブシャフトブーツがひび割れている 例2) マフラーが錆で腐食	社外部品の類	<ul style="list-style-type: none"> ・生産時に装着されていない全ての社外部品 (オーディオ、ナビゲーションシステム、バックカメラ、ETCに限りディーラーオプション品も純正部品扱いとして適用)
■外傷が原因による故障 例3) 下廻りをぶつけて、触媒内部が破壊 例4) ドアミラーが格納しないが、ぶつけた形跡がある	消耗品の類	<ul style="list-style-type: none"> ・エンジンオイル、冷却水等の消耗油脂類 ・タイヤ、ホイール ・バッテリー ・オイルフィルター、エアクリナー等のフィルター類 ・ブレーキパッド、ライニング、ローター、ドラム等 ・スパークプラグ等 ・ファンベルト、パワステベルト等の補機ベルト類 (タイミングベルトはメーカー指定定期交換内の不具合であれば適用) ・ワイパーゴム等 ・キーレスキーの電池等 ・ヘッドライト、電球、バルブ等(HIDランプは適用)
■症状がまれにしか起きない、工場入庫時に確認できない 例5) エンストしたことがあったが原因不明	配線の類	<ul style="list-style-type: none"> ・配線、カプラー、ヒューズ等
■外観上のみで走行には支障がない異音、オイル漏れ、車高が低い等 例6) ダンパーから継続検査上(車検)問題のない程度のオイルの にじみ・漏れがある 例7) P/Wはスムーズに動くが、ギアといった音がする	内装部品の類	<ul style="list-style-type: none"> ・ホーンパッド、ハンドル、シフトノブ等 ・ベンチレーテッドグリル(エアコンの噴出し口)等 ・ウェザーストリップ ・サンルーフウェザーストリップ等のゴムシール類 ・スライドドアレール、スライドドアローラー等 ・インナーハンドル、ノブ等 ・シート、シートレール等 ・インストルメントパネル、メーターパネル等の内装パネル類 ・グローブボックス、ドア内張り、ポケット等の内装パネル類
■部品が対象でない (保証部品一覧に記載のない部品(パンフレット、販売規約に記載)) 例8) 浸水等によりヘッドライトレンズが曇る 例9) 社外のオーディオから音がでない	外装部品の類	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス、サンルーフガラス等のガラス類 ・バンパー、ボンネット、フェンダー等の外板パネル類 ・ヘッドライトレンズ、テールレンズ等のレンズ類 ・ドアモール等のモール類 ・アウターハンドル等 ・キーシリンダー等のシリンダー類(イグニッションスイッチは適用) ・ドアヒンジ、ドアリング等 ・バックドアダンパー、ボンネットダンパー等 ・ドアミラーガラス、ワイパーアーム等
■運転の仕方、感覚的なもの 例10) 燃費が悪い、パワーがでない	※その他、保証一覧に記載のない部品	
■調整や点検等、部品交換を伴わないもの 例11) タイヤが片減りする、アライメント調整		
■修理以外の費用 点検診断料、見積費用、診断機使用料、レッカー費用、営業損失、代車費用、廃棄物料等		
■予防整備の類 例12) ショックアブソーバーが1本壊れ、他の正常な3本も同時に交換 例13) 原因の部品が断定できないため、関連する部品を全て交換		

車両の購入者(以下「甲」という)は、自身が車両を購入した会社(以下「乙」という)及びプレミアワランティサービス株式会社(以下「丙」という)が提供する自動車保証制度「プレミアの故障保証」(以下「本保証」という)について、次の事項を確認する。

第1条 (保証を求め得る条件)

- 1.甲は、本保証の適用対象である車両に不具合が発生した場合において、係る不具合が、契約内容に応じた第17条に掲げる「保証対象部品一覧表」に記載のある部品が主原因として生じたものであるときには、第4条に定める保証期間内に限り、丙に当該不具合の修理を求めることができるものとする。**ただし、第4条に定める保証期間の起算日より1か月間以内に発生、認知された不具合、あるいは車両の引渡し段階において既に発生、認知されていた不具合に関しては、甲は、乙に対し当該不具合の修理を求めるものとし、本保証の適用範囲に該当する不具合であっても、丙は、一切の適用責任を負わないものとする。**
- 2.乙及び丙は、本保証が乙丙相互に協力の上で甲に提供するものであることに鑑み、本保証に基づく債務を連帯して負担するものとする。ただし、甲は、丙が乙を代理して、本保証に係る連絡受付業務を行うことを了承し、原則として丙に連絡を行うものとする。

第2条 (保証実施の流れ)

- 1.甲が本保証の適用により車両の修理を求めるときは、甲は、丙の事前承認を得るものとし、丙が指定する整備・修理工場に車両を引き渡さなければならないものとする。尚、不具合の修理に直接的関連がない費用、車両を使用できないことにより発生する甲の損失等は、丙は、一切負担しないものとする。
本保証の適用とならない主な費用例)点検費用・調整費用・清掃費用・故障診断費用、廃棄物処理費用、代車費用、レンタカー費用、レッカー費用、交通費、営業損失補填等
- 2.甲が丙の事前の承認を得ずに、修理の発注や部品の手配、整備・修理工場への修理作業の着手指示等を行った場合は、本保証の適用修理に該当する費用であったとしても本保証の適用はないものとし、丙は、係る金銭の負担も一切しないものとする。

第3条 (変更の届出)

甲は、本保証に関する保証書の受領後に、保証書の記載事項(住所、連絡先等)に変更が生じたときには、遅滞なく丙に届け出なければならないものとする。

第4条 (保証期間と保証適用修理上限額の上限)

- 1.保証期間は、甲へ使用者変更をした車検記載の登録年月日(変更登録日)を起算日とし、契約内容に応じた月数が経過する前日をもって終了するものとする。
例)12か月間プランの場合において、車検日に記載の登録年月日が2019年9月1日の場合、保証期間は、2020年8月31日まで。
- 2.RSプランを除く各プランの**保証期間内における累積での保証適用修理上限額は、契約月数に応じ以下のとおりとする。**

契約期間	6か月・12か月	18か月・24か月	30か月・36か月	42か月・48か月	54か月・60か月	66か月～120か月
累積での保証適用修理上限額(税抜)	50万円	80万円	110万円	140万円	170万円	200万円

- 3.RSプランにおける**保証期間内における累積での保証適用修理上限額は、5万円(税抜)とする。**
- 4.保証期間内に、保証適用修理上限額へ達した時点で、以降の契約月数にかかわらず本保証契約は満了となるものとする。
- 5.保証適用修理上限額を超える保証修理費用が発生した場合、超える費用の負担は甲が負うものとし、修理を実施しない場合においても乙又は丙は金銭的補填もしないものとする。

第5条 (属人性)

- 1.甲は、本保証契約に基づく契約上の地位及び本保証により保証を受ける権利(以下「受益権」という)を、第三者に移転してはならないものとする。
- 2.受益権を有する者が、保証の対象となる車両の使用人又は所有者のいずれにも該当しないこととなったときには、受益権は自動的に消滅するものとする。

第6条 (身分証明書等の提示)

甲が本保証の適用により車両の修理を求めたときには、丙は、甲に対し、身分証明書及び車検証、点検整備記録簿の提示を求めることができるものとし、甲がこれに応じないときには、丙は車両の修理を拒むことができるものとする。

第7条 (本保証適用除外事由)

- 1.次の各号のいずれかに該当する現象又は不具合については、本保証の適用はないものとする。
 - (1)経時変化により発生する現象。…塗装面、メッキ面、内装部品、樹脂部品等の自然退色、劣化、腐食、錆、**レンズ類の黄ばみ、曇り、車高の変化や傾き等。**
 - (2)**機能上又は走行上影響しない現象。…車検上問題の無い程度の異音、振動、オイルのにじみ漏れ、臭い等。**
 - (3)運転上の現象。…浮き、剥げ、めくれ、外れ、曲がり、ひび割れ等。
 - (4)運転の仕方に起因する現象、又は故障か否かの判断基準に乏しい現象。…**オイル消費が多い、燃費が悪い、パワー不足、動きが硬い又は渋い、タイヤの片減りやアライメントの狂い・調整、車体不安定等。**
 - (5)法定速度、法定積載量又は法定乗車定員を超過しての車両使用時の不具合。
 - (6)**整備・修理工場入庫時に不具合の確認が取れない現象(現象の発生が希であり、故障箇所の断定ができない場合)。**
 - (7)通常の注意で発見し、処置できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合。
 - (8)日本国外で使用された車両に生じた現象又は不具合。
 - (9)改造部品が取り付けられていた場合における当該改造部品の不具合。
 - (10)乙より車両を引き渡された時点において、既に発生していた不具合。
- 2.次の各号のいずれかに該当する部品を主原因とする不具合については、本保証の適用はないものとする。
 - (1)第17条に掲げる「保証対象部品一覧表」に記載のない部品。
 - (2)車両の製造会社が当該車両に付設した部品以外の部品**(社外部品、純正流用品等)**。
 - (3)コンプリートカー、ディーラー特別装備車両等の変更部品。
 - (4)改造部品、及びその改造部品に関わる機構すべて。
- 3.次の各号のいずれかに起因する不具合については、本保証の適用はないものとする。
 - (1)日常点検整備(高速走行時点検含む)又は法令で定められた定期点検整備若しくは点検整備記録簿に記載されている定期点検整備の未実施。
 - (2)点検整備の不備又は間違い。
 - (3)点検作業中又は整備作業中の過失。
 - (4)車両の製造会社が指定する定期交換部品の指定通り交換の未実施(旧オーナーによるもの、成約以前のもの等を含む)。
 - (5)車高変更、エンジンチューンナップ等の改造。
 - (6)車両の製造会社が当該車両に付設するものとして指定した部品以外の部品の取り付け。
 - (7)レース、ラリー等の競技への車両の利用、林道等の悪路にて車両を常用した場合。
 - (8)外的要因による不具合(詰まり、損傷、破損、雨漏り、浸水等)。
 - (9)乗車定員、積載量、法定速度、その他法令で定められた事項を守らなかったこと。
 - (10)いたずら、盗難等。
 - (11)地震、台風、水害等の天災。
 - (12)飛行機部品等の落下物による損傷。
 - (13)車両の製造会社が指定する油脂類、部品以外の使用。
 - (14)煤煙、薬品、鳥糞、飛び石、酸性雨、塩害等の外的要因。
 - (15)**車両の修復(旧オーナーによるもの、成約以前のもの等を含む)。**
 - (16)**衝突や接触による損傷又は事故(旧オーナーによるもの、成約以前のもの等を含む)。**
 - (17)使用者の故意、又は過失によるもの。
- 4.法令で定められた定期点検整備又は点検整備記録簿に記載されている定期点検整備が実施されていないときには、本保証は適用されないものとする。
- 5.整備・修理工場又は乙及び丙にて修理部品の用意ができない場合(部品生産終了且つ、リサイクル部品等の用意できない場合)。

第8条 (本保証契約の解除)

- 1.丙が下記各号のいずれかに該当する事実を認めた場合に、丙は、甲との間の本保証契約を即座に解除することができるものとし、本保証の適用は一切ないものとする。
又丙は、いかなる事由であっても本保証料の中途解約に伴う保証料の返還、その他一切の金銭の支払いを行わないものとする。
 - (1)甲が本保証を悪用したと丙が認めたとき。
 - (2)本保証加入後に、第9条第2項「改造車両の定義」に掲げる改造車両となった場合。
 - (3)本保証加入後に、第10条第2項「修復歴車両の定義」に掲げる修復車両となった場合。
 - (4)本保証加入後に、車両の用途登録が事業用途、又はレンタカーへ変更された場合。
 - (5)本保証加入後に、甲が乙の従業員、あるいは代表者、及び代表者と2親等以内の親族関係にあったことが発覚した場合。
 - (6)本保証の契約者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業であった場合、又はその他前述事項に準ずる者であったことが発覚した場合。
 - (7)甲が第5条第1項に反して受益権を第三者に移転した場合、その他甲が本規約に違反した場合。
- 2.甲は前項に定める場合を除き、**本保証契約を解除することはできないものとする。**

第9条 (改造車両)

- 1.甲は、本条第2項に定義する「改造車両」に該当する車両の保証申込みはできないものとする。
- 2.改造車両の定義は、以下のいずれかに当たる車両とする。
 - (1)燃料コントローラー・加給圧(ブースト)コントローラー・インタークーラー・インジェクター・ウエストゲートバルブ・タービン・スーパーチャージャー・キャブレター・カムシャフト・カムシャフトブリー・コンピューター・ロールオーバー・エアサスペンション・エアサスペンションコントローラーが車両の製造会社の付設部品以外への交換・付設、又は交換・付設歴が確認された車両。
 - (2)ハイドロリクスサスペンション・ハイルーフ・ボディーリフトアップ・シフト変更・エンジンボアアップの加工、又は加工歴が確認された車両。
 - (3)違法な改造が施された車両。
 - (4)車検証上に「改」表記がある車両。

※大変恐れ入りますが、コピーの上ご利用ください。
(オンライン上の申込ページからもダウンロードいただけます。)

第10条 (修復歴車両)

1. 甲は、本条第2項に定義する「修復歴車両」に該当する車両の保証申込みはできないものとする。
2. 修復歴車両の定義は、以下のとおりとする。
車両の基本骨格部位(フレーム(サイドメンバー)/クロスメンバー/フロントインサイドパネル/ピラー(フロント、センター及びリア)/ダッシュパネル/ルーフパネル/フロアパネル/トランクフロアパネル/ラジエータコアサポート(交換))を修正及び交換することにより復元された履歴があるもの。

第11条 (保証適用の判定と範囲)

1. 保証適用の判定には、当該不具合を発生させている主要原因の部品が、契約内容に応じた第17条に掲げる「保証対象部品一覧表」の内容に適合するか否かを基に判定するものとする。
2. 不具合が発生した部品が多数ある場合において、当該不具合が一連のものであると判断されるときには、当該部品の中に第17条に掲げる「保証対象部品一覧表」に記載された部品があるときといえども、主要原因の部品が契約内容に応じた「保証対象部品一覧表」に記載の部品ではないときには、本保証の適用はないものとし、「保証対象部品一覧表」に記載の部品についても本保証の適用はないものとする。
3. 本保証の適用範囲は、不具合が発生している主要原因部品の部品費用、及び交換に要する交換工賃のみとする。
4. 不具合が発生した主要原因部品が保証適用となった際において、不具合は発生していないが**関連して交換が推奨される部品の類については本保証の適用はないものとし、本保証の適用範囲は不具合が発生していると断定される部品のみの適用**とする。
例) 1箇所のショックアブソーバーより不具合が発生しており、その他の部位に不具合の発生はないが、同時に他の3本の同時交換が整備・修理工場より推奨された場合等では、判定時点において不具合のない他の3本は本保証の適用外となる。

第12条 (部品の交換)

1. 本保証の適用により車両を修理する場合において、部品の交換を行うときに丙は、新品の部品を用いることを要しないものとし、2次使用を目的として流通される**リサイクル(中古)部品を用いて保証修理を行うもの**とする。又リサイクル部品の手配ができない場合には、再生部品(リビルト、リンク等と呼ばれる部品等)や、優良部品、社外新品部品等を用いることとし、修理に必要な部品は、原則甲が供給するものとする。
2. 本保証の適用により車両を修理する場合において、油脂類、部品等の交換が必要となったとき、甲は油脂類、部品等のグレード、種類、製造会社等を指定することはできないものとする。
3. 本保証の適用により車両を修理する場合において、甲が、交換に用いるための部品を提供したときといえども、丙は、当該部品の代金を支払わないこととする。
4. 本保証の適用により部品の交換を行った場合、故障部品については丙により回収をすることができるものとする。

第13条 (本規約の変更)

1. 乙及び丙は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、丙のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で甲に周知した上で、本規約を変更することができるものとする。
(1) 変更の内容が甲の一般の利益に適合する場合。
(2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものである場合。
2. 乙及び丙は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を丙のホームページにおいて公表する方法又は乙若しくは丙から甲に通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む)により甲に周知した上で、本規約を変更することができるものとする。この場合、当該周知の後に甲が本保証の適用により車両の修理を求めることにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとする。

第14条 (個人情報の取扱いについて)

1. 甲は、本規約及び丙の開示するプライバシーポリシーに記載する内容に同意し、本保証の申込みを行うものとする。
利用目的の例: 丙の新商品のお知らせ・関連するアフターサービス・宣伝物・印刷物の送付等・営業案内のため、丙の市場調査・商品開発・研究のため
尚、プライバシーポリシーは丙のサイトに記載する。(https://www.premium-group.co.jp/companyinfo/pws/privacy/)
2. 甲は、甲の個人情報を丙のグループ会社との間で共同利用することを確認するとともに同意する。
(1) 共同利用する個人情報
(ア) 所定の申込書に甲等が記載した氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他保証書に記載された事項等の甲の属性情報。
(イ) 本契約に関する申込日、商品名、車両の車種、車台番号、登録年月日、走行距離、その他車検証等に記載される情報等の車両情報。
(2) 共同利用する者の範囲
(ア) プレミアグループ株式会社の有価証券報告書等に記載するプレミアグループ株式会社の連結子会社及び持分法適用関連会社及び連結子会社の子会社。
(イ) プレミアグループ株式会社の連結子会社の子会社を含むプレミアグループ各企業。対象企業については、プレミアグループ株式会社のサイトに記載する。(https://www.premium-group.co.jp/privacy/)
- (3) 主な利用目的
(ア) 本保証契約に付随、関連する業務の運営及び管理。
(イ) サービスの向上を目的としたデータの集計と統計的データの把握。
(ウ) 甲等からの問合せ事項、要望事項への回答等。
(エ) 新商品のお知らせ、関連するアフターサービス、宣伝物及び印刷物の送付、営業案内等。
3. 甲は、丙を本保証に関する、第一次的な苦情の受付及び処理、並びに個人データの内容等について開示、訂正、利用停止等の権限を有する事業者とすることに同意するものとする。
4. 甲は、丙が守秘義務契約、及び個人情報の取扱いに関する規定を含む業務委託契約を締結した業務委託会社(整備・修理工場、ロードサービス事業者、等)に対し、本保証に付随する業務の遂行に必要な範囲において、個人情報の取扱いの一部又は全部を委託する場合があることに同意するものとする。
5. 甲からの、個人情報の取扱いに関する問合せ先は以下のとおりとする。
プレミアワランティサービス株式会社 お客様相談室又は個人情報保護管理者
〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラプレステージタワー 電話番号:03-6842-3732

第15条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等又はテロリスト等(疑いがある場合を含む。)、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
(1) 暴力的な要求行為。
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて丙の信用を毀損し、又は丙の業務を妨害する行為。
(5) その他前各号に準ずる行為。
3. 甲が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、丙との取引を継続することが不適切である場合には、甲は、丙から請求があり次第、丙に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとする。又、この場合、丙は、催告その他何らの手続を要することなく、甲との契約の全部又は一部を解除することができるものとする。尚、甲及び丙は、契約の解除に起因し又は関連して甲に損害等が生じた場合であっても、丙が何ら責任を負うものではないことを確認する。

第16条 (管轄裁判所)

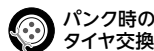
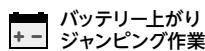
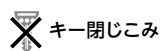
本保証契約に関し、紛争が生じた場合、訴訟の必要があるときは、訴訟に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、調停の必要があるときは東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第17条 (保証対象部品一覧表)

- 本保証の対象となる部品は、表面記載のとおりとする。
*いかなる事由であっても、**中途解約に伴う返戻金はございません。**
*保証修理の際には、修理着手や部品の手配前に、**必ず当社の事前承認が必要となります。**
*保証修理の適用となる部品は、**新車製造時から装着される純正部品のみ**となります。
*保証対象部品であっても、本規約記載の特別規約第7条「本保証適用除外事由」に該当、起因する故障は保証修理の適用外となります。

緊急時、ロードサービスのご利用は、**24時間ロードサービス 0120-520-756** までご連絡ください。

サービス内容* (特殊作業は実費になる場合がございます。詳しくは、ロードサービスご連絡時にお問合わせください。)



*現場での応急処置が30分を超える作業の場合は、別途実費料金での精算となります。

※大変恐れ入りますが、コピーの上ご利用ください。
(オンライン上の申込ページからもダウンロードいただけます。)

車両の購入者(以下「甲」という)は、自身が車両を購入した会社(以下「乙」という)及びプレミアワランティサービス株式会社(以下「丙」という)が提供する自動車保証制度「プレミアの故障保証」(以下「本保証」という)について、次の事項を確認する。

第1条 (保証を求め得る条件)

1. 甲は、本保証の適用対象である車両に不具合が発生した場合において、係る不具合が、契約内容に応じた第17条に掲げる「保証対象機構一覧」に該当する部品が主原因として生じたものであるときは、第4条に定める保証期間内に限り、丙に当該不具合の修理を求めることができるものとする。ただし、車両の製造会社により保証提供がなされる期間に発生又は認知された不具合については、甲は、車両の製造会社に対し保証履行を直接求めるものとし、丙は、当該不具合について一切の責任を負わないものとする。又、車両の引渡し段階において既に発生、認知されていた不具合に関しては、甲は、乙に対し当該不具合の修理を求めるとし、本保証の適用範囲に該当する不具合であっても、丙は、一切の適用責任を負わないものとする。
2. 乙及び丙は、本保証が乙丙相互に協力の上で甲に提供するものであることに鑑み、本保証に基づく債務を連帯して負担するものとする。ただし、甲は、丙が乙を代理して、本保証に係る連絡受付業務を行うことを了承し、原則として丙に連絡を行うものとする。

第2条 (保証実施の流れ)

1. 甲が本保証の適用により車両の修理を求めるときには、甲は、丙の事前の承認を得るものとし、丙が指定する整備・修理工場に車両を引き渡さなければならないものとする。尚、不具合の修理に直接的関連がない費用、車両を使用できないことにより発生する甲の損失等は、丙は、一切負担しないものとする。
本保証の適用とならない主な費用例)点検費用・調整費用・清掃費用、故障診断費用、廃棄物処理費用、代車費用、レンタカー費用、レッカー費用、交通費、営業損失補填等
2. 甲が丙に事前の承認を得ずに、修理の発注や部品の手配、整備・修理工場への修理作業の着手指示等を行った場合は、本保証の適用修理に該当する費用であったとしても本保証の適用はないものとし、丙は、係る金銭の負担も一切しないものとする。

第3条 (変更の届出)

甲は、本保証に関する保証書の受領後に、当該保証書の記載事項(住所、連絡先等)に変更が生じたときには、遅滞なく丙に届け出なければならないものとする。

第4条 (保証期間と保証適用修理上限額、走行距離の上限)

1. 保証期間は、車両の製造会社の提供する保証の開始日を起算日とし、契約内容に応じた年数をもって終了するものとする。
例)5年間プランの場合において、初度登録年月日が2019年9月1日の場合、保証期間は、2024年8月31日まで。
2. 保証期間内における累積での総走行距離は100,000kmを上限とし、保証修理を受ける際に丙が指定する整備・修理工場へ車両を引き渡した段階での走行距離数をもとに確認するものとする。
3. 保証期間内に、累積での総走行距離が上限値(100,000km)へ達した時点で、以降の契約年数にかかわらず本保証契約は満了となるものとする。
4. 保証期間内における累積での保証適用修理上限額に制限はないものとするが、本保証の適用対象となった1事象に対する不具合の修理費用が、修理時の車両の時価額を超える場合、当該時価額を超える部分については本保証の適用はなく、甲が負担するものとする。尚、その際の車両の時価額の算出には、新車時車両本体価格に初度登録年からの経過満年数を除いた額に、3を乗じた額を用いるものとする。
例)新車時車両本体価格が200万円の車両で、4年が経過した時点で車両の時価額は、200万円÷4年×3=150万円(税抜)。

第5条 (属人性)

1. 甲は、本保証契約に基づく契約上の地位及び本保証により保証を受ける権利(以下「受益権」という)を、第三者に移転してはならないものとする。
2. 受益権を有する者が、保証の対象となる車両の使用者又は所有者のいずれにも該当しないこととなったときには、受益権は自動的に消滅するものとする。

第6条 (身分証明書等の提示)

甲が本保証の適用により車両の修理を求めるときには、丙は、甲に対し、身分証明書及び車検証、点検整備記録簿の提示を求めることができるものとし、甲がこれに応じないときには、丙は車両の修理を拒むことができるものとする。

第7条 (本保証適用除外事由)

1. 次の各号のいずれかに該当する現象又は不具合については、本保証の適用はないものとする。
 - (1)経時変化により発生する現象。…塗装面、メッキ面、内装部品、樹脂部品等の自然退色、劣化、腐食、錆、レンズ類の黄ばみ、曇り、車高の変化や傾き等。
 - (2)機能上又は走行に影響しない現象。…車検上問題の無い程度の異音、振動、オイルのにじみ漏れ、臭い等。
 - (3)外観上の現象。…浮き、剥げ、めくれ、外れ、曲がり、ひび割れ等。
 - (4)運転の仕方に起因する現象、又は故障か否かの判断基準に乏しい現象。…オイル消費が多い、燃費が悪い、パワー不足、動きが硬い又は渋い、タイヤの片減りやアライメントの狂い・調整、車体不安定等。
 - (5)法定速度、法定積載量又は法定乗車定員を超過しての車両使用時の不具合。
 - (6)整備・修理工場入庫時に不具合の確認が取れない現象(現象の発生が希であり、故障箇所の断定ができない場合)。
 - (7)通常の注意で発見し、処置できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合。
 - (8)日本国外で使用された車両に生じた現象又は不具合。
 - (9)改造部品が取り付けられていた場合における当該改造部品の不具合。
 - (10)乙より車両を引き渡された時点において、既に発生していた不具合。
2. 次の各号のいずれかに該当する部品を主原因とする不具合については、本保証の適用はないものとする。
 - (1)第17条に掲げる「保証対象機構」に記載のない部品。
 - (2)車両の製造会社が当該車両に付設した部品以外の部品(社外部品、純正流用品等)。
 - (3)コンプリートカー、ディーラー特別装備車両等の変更部品。
 - (4)改造部品、及びその改造部品に関わる機構すべて。
3. 次の各号のいずれかに起因する不具合については、本保証の適用はないものとする。
 - (1)日常点検整備(高速走行時点検含む)又は法令で定められた定期点検整備若しくは点検整備記録簿に記載されている定期点検整備の未実施。
 - (2)点検整備の不備又は間違い。
 - (3)点検作業中又は整備作業中の過失。
 - (4)車両の製造会社が指定する定期交換部品の指定通り交換の未実施(旧オーナーによるもの、成約以前のもの等を含む)。
 - (5)車高変更、エンジンチューンナップ等の改造。
 - (6)車両の製造会社が当該車両に付設するものとして指定した部品以外の部品の取り付け。
 - (7)レース、ラリー等の競技への車両の利用、林道等の悪路にて車両を常用した場合。
 - (8)外的要因による不具合(詰まり、損傷、破損、雨漏り、浸水等)。
 - (9)乗車定員、積載量、法定速度、その他法令で定められた事項を守らなかったこと。
 - (10)いたずら、盗難等。
 - (11)地震、台風、水害等の天災。
 - (12)飛行機部品等の落下物による損傷。
 - (13)車両の製造会社が指定する油脂類、部品以外の使用。
 - (14)煤煙、薬品、鳥糞、飛び石、酸性雨、塩害等の外的要因。
 - (15)車両の修復(旧オーナーによるもの、成約以前のもの等を含む)。
 - (16)衝突や接触による損傷又は事故(旧オーナーによるもの、成約以前のもの等を含む)。
 - (17)使用者の故意、又は過失によるもの。
4. 法令で定められた定期点検整備又は点検整備記録簿に記載されている定期点検整備が実施されていないときには、本保証は適用されないものとする。
5. 整備・修理工場又は乙及び丙にて修理部品の用意ができない場合(部品生産終了且つ、リサイクル部品等の用意もできない場合)。

第8条 (本保証契約の解除)

1. 丙が下記各号のいずれかに該当する事実を認めた場合に、丙は、甲との間の本保証契約を即座に解除することができるものとし、本保証の適用は一切ないものとする。又丙は、いかなる事由であっても本保証料の中途解約に伴う保証料の返還、その他一切の金銭の支払いを行わないものとする。
 - (1)甲が本保証を悪用したと丙が認めたとき。
 - (2)本保証加入後に、第9条第2項「改造車両の定義」に掲げる改造車両となった場合。
 - (3)本保証加入後に、第10条第2項「修復歴車両の定義」に掲げる修復車両となった場合。
 - (4)本保証加入後に、車両の用途登録が事業用途、又はレンタカーへ変更された場合。
 - (5)本保証加入後に、甲が乙の従業員、あるいは代表者、及び代表者と2親等以内の親族関係にあったことが発覚した場合。
 - (6)本保証の契約者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業であった場合、又はその他前述事項に準ずる者であったことが発覚した場合。
 - (7)甲が第5条第1項に反して受益権を第三者に移転した場合、その他甲が本規約に違反した場合。
2. 甲は前項に定める場合を除き、本保証契約を解除することはできないものとする。

第9条 (改造車両)

1. 甲は、本条第2項に定義する「改造車両」に該当する車両の保証申込みはできないものとする。
2. 改造車両の定義は、以下のいずれかに当たる車両とする。
 - (1)燃料コントローラー・加給圧(ブースト)コントローラー・インタークーラー・インジェクター・ウエストゲートバルブ・タービン・スーパーチャージャー・キャブレター・カムシャフト・カムシャフトプルーリー・コンピューター・ロールバー・エアサスペンション・エアサスペンションコントローラーが車両の製造会社の付設部品以外への交換・付設、又は交換・付設歴が確認された車両。
 - (2)ハイドロリクスサスペンション・ハイルーフ・ボディリフトアップ・シフト変更・エンジンボアアップの加工、又は加工歴が確認された車両。

※大変恐れ入りますが、コピーの上ご利用ください。
(オンライン上の申込ページからもダウンロードいただけます。)

- (3)違法な改造が施された車両。
- (4)車検証上に「改」表記がある車両。

第10条 (修復歴車両)

- 1.甲は、本条第2項に定義する「修復歴車両」に該当する車両の保証申込みはできないものとする。
- 2.修復歴車両の定義は、以下のとおりとする。
車両の基本骨格部(フレーム(サイドメンバー)/クロスメンバー/フロントインサイドパネル/ピラー(フロント、センター及びリア)/ダッシュパネル/ルーフパネル/フロアパネル/トランクフロアパネル/ラジエーターコアサポート(交換))を修正及び交換することにより復元された履歴があるもの。

第11条 (保証適用の判定と範囲)

- 1.保証適用の判定には、当該不具合を発生させている主要原因の部品が、契約内容に応じた第17条に掲げる「保証対象機構」の内容に適合するか否かを基に判定するものとする。
- 2.不具合が発生した部品が多数ある場合において、当該不具合が一連のものであると判断されるときには、当該部品の中に第17条に掲げる「保証対象機構」に記載された部品があるときといえども、主要原因の部品が契約内容に応じた「保証対象機構」に記載の部品ではないときには、本保証の適用はないものとし、「保証対象機構」に記載の部品についても本保証の適用はないものとする。
- 3.本保証の適用範囲は、不具合が発生している主要原因部品の部品費用、及び交換に要する交換工賃のみとする。
- 4.不具合が発生した主要原因部品が保証適用となった際において、不具合は発生していないが**関連して交換が推奨される部品の類については本保証の適用はないものとし、本保証の適用範囲は不具合が発生していると断定される部品のみの適用**とする。
例)1箇所のショックアブソーバーより不具合が発生しており、その他の部位に不具合の発生はないが、同時に他の3本の同時交換が整備・修理工場より推奨された場合等では、判定時点において不具合のない他の3本は本保証の適用外となる。

第12条 (部品の交換)

- 1.本保証の適用により車両を修理する場合において、部品の交換を行うときには丙は、新品の部品を用いることを要しないものとし、2次使用を目的として流通される**リサイクル(中古)部品を用いて保証修理を行うものとする**。又リサイクル部品の手配ができない場合においては、再生部品(リビルト、リンク等と呼ばれる部品等)や、優良部品、社外新品部品等を用いることとし、修理に必要な部品は、原則丙が供給するものとする。
- 2.本保証の適用により車両を修理する場合において、油脂類、部品等の交換が必要となったとき、甲は油脂類、部品等のグレード、種類、製造会社等を指定することはできないものとする。
- 3.本保証の適用により車両を修理する場合において、甲が、交換に用いるための部品を提供したときといえども、丙は、当該部品の代金を支払わないこととする。
- 4.本保証の適用により部品の交換を行った場合、故障部品については丙により回収をすることができるものとする。

第13条 (本規約の変更)

- 1.乙及び丙は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、丙のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で甲に周知した上で、本規約を変更することができるものとする。
(1)変更の内容が甲の一般の利益に適合する場合。
(2)変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものである場合。
- 2.乙及び丙は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を丙のホームページにおいて公表する方法又は乙若しくは丙から甲に通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む)により甲に周知した上で、本規約を変更することができるものとする。この場合、当該周知の後に甲が本保証の適用により車両の修理を求めることにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとする。

第14条 (個人情報の取扱いについて)

- 1.甲は、本規約及び丙の開示するプライバシーポリシーに記載する内容に同意し、本保証の申込みを行うものとする。
利用目的の例：丙の新商品のお知らせ・関連するアフターサービス・宣伝物・印刷物の送付等・営業案内のため、丙の市場調査・商品開発・研究のため
尚、プライバシーポリシーは丙のサイトに記載する。(https://www.premium-group.co.jp/companyinfo/pws/privacy/)
- 2.甲は、甲の個人情報を丙のグループ会社との間で共同利用することを確認するとともに同意する。
 - (1)共同利用する個人情報
(ア)所定の申込書に甲等が記載した氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他保証書に記載された事項等の甲の属性情報。
(イ)本契約に関する申込日、商品名、車両の車種、車台番号、登録年月日、走行距離、その他車検証等に記載される情報等の車両情報。
 - (2)共同利用する者の範囲
(ア)プレミアグループ株式会社の有価証券報告書等に記載するプレミアグループ株式会社の連結子会社及び持分法適用関連会社及び連結子会社の子会社。
(イ)プレミアグループ株式会社の連結子会社の子会社を含むプレミアグループ各企業。対象企業については、プレミアグループ株式会社のサイトに記載する。
(https://www.premium-group.co.jp/privacy/)
 - (3)主な利用目的
(ア)本保証契約に付随、関連する業務の運営及び管理。
(イ)サービスの向上を目的としたデータの集計と統計的データの把握。
(ウ)甲等からの問合せ事項、要望事項への回答等。
(エ)新商品のお知らせ、関連するアフターサービス、宣伝物及び印刷物の送付、営業案内等。
- 3.甲は、丙を本保証に関する、第一次的な苦情の受付及び処理、並びに個人データの内容等について開示、訂正、利用停止等の権限を有する事業者とすることに同意するものとする。
- 4.甲は、丙が守秘義務契約、及び個人情報の取扱いに関する規定を含む業務委託契約を締結した業務委託会社(整備・修理工場、ロードサービス事業者、等)に対し、本保証に付随する業務の遂行に必要な範囲において、個人情報の取扱いの一部又は全部を委託する場合があることに同意するものとする。
- 5.甲からの、個人情報の取扱いに関する問合せ先は以下のとおりとする。
プレミアフロンティアサービス株式会社 お客様相談室又は個人情報保護管理者
〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラプレステージタワー 電話番号:03-6842-3732

第15条 (反社会的勢力の排除)

- 1.甲は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等又はテロリスト等(疑いがある場合を含む)、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること。
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2.甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1)暴力的な要求行為。
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて丙の信用を毀損し、又は丙の業務を妨害する行為。
 - (5)その他前各号に準ずる行為。
- 3.甲が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、丙との取引を継続することが不適切である場合には、甲は、丙から請求があり次第、丙に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとする。又、この場合、丙は、催告その他何らの手続を要することなく、甲との契約の全部又は一部を解除することができるものとする。尚、甲及び丙は、契約の解除に起因し又は関連して甲に損害等が生じた場合であっても、丙が何ら責任を負うものではないことを確認する。

第16条 (管轄裁判所)

- 本保証契約に関し、紛争が生じた場合、訴訟の必要があるときは、訴訟に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、調停の必要があるときは東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第17条 (保証対象機構)

- 本保証の対象機構は下記のとおりとする。
- ・エンジン機構、トランスミッション機構、ブレーキ/ABS機構、ステアリング機構、サスペンション機構、乗員保護/SRS機構、エアコン機構、装備品
 - ・製造メーカーの保証が適用される期間は、製造メーカーの保証をご利用ください。
- *いかなる事由であっても、**中途解約に伴う返戻金はございません**。
- *保証期間内における累積での総走行距離の制限は、**ご契約年数にかかわらず100,000kmまで**となります(100,000kmへ達した時点で保証満了となります)。
- *保証修理の際には、修理着手や部品の手配前に、**必ず当社の事前承認が必要となります**。
- *保証修理の適用となる部品は、**新車製造時から装着される純正部品のみ**となります。
- *保証対象部品であっても、本規約記載の特別規約第7条「本保証適用除外事由」に該当、起因する故障は保証修理の適用外となります。

※大変恐れ入りますが、コピーの上ご利用ください。
(オンライン上の申込ページからもダウンロードいただけます。)

★ ★ ★
プレミアの **故障保証**
保証修理申請書



申請日 年 月 日

加盟店番号	
店舗名	
TEL	
FAX	ご担当者様

プレミアワランティサービス株式会社
〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 18-6
日本会館 5 階
プレミアの故障保証事務局
TEL : 03-5114-5739
FAX : 03-5114-6233
E-mail : warranty@premium-group.co.jp

- ① 当用紙に「見積り書」「車検証のコピー」を添付し FAX してください。
- ② 修理完了後は当用紙と「納品請求書」を添付し原本を郵送お願いいたします。

※太枠に必要事項のご記入をお願いいたします。

【保証契約番号】		【お客様名】	
【車種】		【車台番号】	

【入庫工場名】		【工場担当者名】	
【工場連絡先】			

【お車の症状】（不具合箇所と症状を記載してください）

例) 箇所 パワーウィンド 不具合 動きが最近悪い。 例) 30分ぐらい走行していると、オーバーヒートしてしまう。

① _____

② _____

③ _____

【保証判定結果】（お見積書に適用になった項目と適用外になった項目を記載いたします）

<input type="radio"/> 保証適用項目	_____

<input type="radio"/> 保証適用外項目	_____

※事務局記入欄

No.	
-----	--

※事務局記入欄

※大変恐れ入りますが、コピーの上ご利用ください。

プレミアムワランティサービスは、
皆様からのたくさんの信頼によって
選ばれています。



●信頼の理由 その①

安心の企業経営

親会社の
プレミアグループ株式会社は
東証プライム(旧東証一部)市場上場。
信販会社としての事業経験を活かし、
万全の体制で責務を果たします。

●信頼の理由 その②

業界最多水準の
保証範囲！

エアコン・純正ナビ・
ハイブリッドバッテリー・
自動ブレーキ/レーンキーピング
コントロールユニット等
壊れやすい部品から**電装装備機構部品**
まで幅広く保証部品に含まれています。

●信頼の理由 その③

完全自社運営だから
こそできる料金設定

納得の価格で
ご満足いただける
保証をご提供いたします。

●信頼の理由 その④

多数の契約実績

累計ワランティ契約台数
150万台以上!
※2023年6月実績

●信頼の理由 その⑤

万全の修理体制

提携工場は
全国に**4,400社**以上!
※2023年6月実績



←
プレミアの提携工場一覧は
こちらのQRコードから!



日本ワランティ協会

認定商品

弊社が提供する故障保証は、お客様の利益保護を第一に考えた
統一ルールをもとに設計されるため、安心してお使いいただけます。



プレミアワランティサービス株式会社

プレミアの故障保証事務局

TEL 03-5114-5739

FAX 03-5114-6233

MAIL warranty@premium-group.co.jp